

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	1. 東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出について	<p>令和3年4月13日、政府は「東京電力福島第一原子力発電所における放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水」について、「海洋放出」の方針を決定し、今年の春から夏頃の「海洋放出」との見通しを示しております。</p> <p>しかしながら、今般の放射性物質トリチウムを含むアルプス処理水の海洋放出の決定は、漁業団体や漁業者の合意形成がないまま決定された経緯もあり、誠に遺憾であります。</p> <p>震災からの復興や持続可能な生業経営に向け、懸命な努力を継続してきた漁業者の思いを真摯に受け止め、十分な説明と海洋放出以外の方法の検討など慎重な対応を行うことについて、国に対し強く働きかけを行っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>ALPS処理水の処分については、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、また、安全性への不安や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く寄せられていることも踏まえ、県では、これまで様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を国に要望してきたところです。</p> <p>今年度においては、5月23日に、県、沿岸13市町村で構成する岩手三陸連携会議及び県漁業協同組合連合会の三者で、国に対し、科学的根拠に基づく情報発信と関係者等への丁寧な説明や処理技術の研究開発の推進、徹底した安全対策と万全な風評対策の実施のほか、風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援について要望するとともに、6月14日に実施した政府予算要望においても、繰り返し同様の要望を行ったところです。</p> <p>今後においても、科学的根拠に基づく丁寧な説明はもとより、安全に関する客観的で信頼性の高い情報の発信や、安全性をさらに高める処理技術の研究開発の継続など、国内外の理解と安心が得られる取組を国の責任においてしっかりと行うよう、求めています。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	2. 地域 経済対策 及び原油 価格・物 価高騰対 策の拡充 について	<p>新型コロナウイルス感染症については、マスク着用義務の緩和や、感染症法上の分類が5類に移行するなど、制度上落ち着いてきているものの、長引くコロナ禍によって、市民生活や市内事業者への影響は依然として厳しい状況が続いています。</p> <p>さらには、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響などによる物価高騰は、地域経済へ重大な影響を及ぼしています。</p> <p>そのような中、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和5年度の予算措置がされたところであり、県においては、中小企業者等事業継続緊急支援金制度の創設や、交通関係事業者へ再度の補助を行うなど、各種支援措置がなされております。</p> <p>この間、本市においても、中小企業・小規模事業者や観光・農林水産業者等への事業継続と安定した雇用の確保のため、独自の支援も実施してきましたが、コロナ禍や物価高騰が長引く状況にあって、今後も継続した支援が必要となるほか、状況の変化に応じ、新たな支援制度の創設の検討が必要となります。</p> <p>つきましては、地域経済活動の回復を確かなものとするため、新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格・物価高騰に対する地域経済対策のさらなる拡充及び財源の確保について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>【商工労働観光部】 県内の中小企業者は、3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、エネルギー価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況が続いていると受け止めています。 中小企業者への支援として、令和4年度2月定例会で予算措置した「中小企業者等事業継続緊急支援金」や、令和5年度6月議会で予算措置した、令和5年4月から9月の期間を対象とした「中小企業者等事業継続緊急支援金（令和5年度事業）」を実施しました。 また、燃料費高騰の影響を受けている運送事業者や貸切バス事業者への支援も行っています。 引き続き、状況を注視しながら、関係機関と連携し、適時適切に必要な支援を検討していきます。 (B)</p> <p>【ふるさと振興部】 (交通事業者への支援) 県では、新型コロナウイルス感染症や燃油費の高騰等の影響等により厳しい経営状況にある公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を維持し、地域住民の移動手段が確保できるよう、令和2年度から令和4年度にかけて運行支援交付金の交付などを行ってきたところです。 令和5年度においては、バス及びタクシー事業者を支援するため、補正予算でコロナ禍や燃油費高騰の影響を踏まえた交付金を措置したところです。</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部、農林 部、水産 部	B : 4

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>また、国に対し、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に直面している公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、財政支援を講じるよう要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、必要な支援について検討していきます。(B)</p> <p>(地域経済対策)</p> <p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>【農林水産部】</p> <p>県では、原油価格・物価高騰による農林漁業者の経営への影響を緩和するため、これまで、国に対し、燃料、飼料、肥料の価格高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の活用を積極的に進めるとともに、県独自に、省エネルギー化に資する設備等の導入や、配合飼料や肥料（令和4年秋肥、令和5年春肥）の購入費、農業水利施設の電気料金の上昇分への支援を行ってきたところです。</p> <p>原油価格・物価高騰による影響は、依然、続いていることから、令和5年度一般会計補正予算（第1号及び5号）において、配合飼料価格や農業水利施設電気料金のほかに、ウニ、ナマコの放流用種苗の価格上昇分への支援を措置したところです。</p> <p>引き続き、必要な支援策を国に要望するとともに、農林漁業者の声を丁寧に把握し、経営安定が図られるよう取り組んでいきます（B）。</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	3. 持続可能な地域公共交通の構築について	<p>市内の公共交通については、震災以降、JR大船渡線BRTをはじめ、当市と大船渡市、住田町間を運行する路線バスを基幹としつつ、市内を運行する路線バス、乗合タクシー、デマンド交通、支え合い交通及びグリーンスローモビリティの運行を行っており、住宅環境等の変化による市民ニーズに対応しながら、運行経路の見直しや、バス停の新設等に取り組んでおりますが、公共交通の便数や乗降場所が限られていることから、移動ニーズを満たすことは当市のみならず全国的な課題となっております。</p> <p>そのような状況の中で、被災地に対する特例的な補助スキームがほぼ終了したことや、3年に及んだコロナ禍の影響等により民間の路線バスの減便や廃止が加速したことから、当市においては多額の運行経費を自主財源から捻出しなければならない事態が生じており、より効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築することは喫緊の課題となっております。</p> <p>つきましては、地域公共交通の抱える課題を市町村のみならず県全体の課題として捉え、解決策について検討していただくとともに、路線バスの利便性の向上や効率的な運行のためのバス路線再編など、持続可能な地域公共交通の構築と、そのための財源確保について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しているところです。</p> <p>併せて、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>県としては、今後も必要に応じて国に働きかけるとともに、県と市町村で構成する地域内公共交通構築検討会等を活用した課題の整理を行い、公共交通の維持・確保に必要な支援について引き続き検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	4. 鳥獣 被害対策 の強化に ついて	<p>ニホンジカをはじめ、カモシカやクマ、サル、ハクビシン、イノシシ等による鳥獣被害が、市内全域に及んでおります。</p> <p>こうした中、県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業などにより捕獲体制の強化が図られ、シカを中心とした有害鳥獣の捕獲や防除対策を実施しておりますが、農林業の有害鳥獣による被害額は、依然として多額で推移していることから、個体数、生息場所、行動範囲等の調査が必要であり、さらなる拡充が求められます。</p> <p>鳥獣被害の増加は、所得の減少や耕作放棄地の増加に直結し、農林業振興を図るうえで深刻な影響を与えるものと憂慮されます。特に、ニホンジカについては、年間1万頭以上としていた捕獲目標を、岩手県第6次シカ管理計画において、当面年間2万5千頭以上としたところであり、捕獲の強化が必要と考えているものであります。</p> <p>また、新規狩猟者の確保に向けては、狩猟免許の取得費用や銃器等の購入費用など、初期費用負担が課題であることから、助成制度の充実・強化が求められます。</p> <p>つきましては、鳥獣被害対策の強化が図られるよう、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化 (2) 鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化</p>	<p>【環境生活部】</p> <p>(1) 県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ及びカモシカに係る新たな第二種鳥獣管理計画に基づき、計画に基づいた個体数の管理や被害防除対策等を進めています。</p> <p>特にもニホンジカについては、年間2万5千頭以上の捕獲目標に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業等による捕獲を行っているほか、捕獲の効率化のための実証等にも取り組んでいるところであり、令和5年度においても2万7千頭以上を捕獲するための予算を確保したところです。</p> <p>引き続き、市町村と連携し、有害な個体の捕獲の強化に努めます。(B)</p> <p>【農林水産部】</p> <p>(2) 県では、シカなどによる農林業被害を防止するため、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業や森林整備事業により、防護柵や電気柵等の整備、追払いに必要な忌避用資材や機械の導入等を支援しています。</p> <p>岩手県鳥獣被害防止総合支援事業は国庫事業を活用しているため、県では、国に対し必要な支援を継続・拡充するよう要望しており、今後も、機会を捉えて事業の充実・強化を国に要望していきます。(B)</p> <p>【教育委員会事務局】</p> <p>(2) 県教育委員会では、定天然記念物保護増殖事業(カモシカ食害対策)として、事業費(主たる経費が60万円以上を対象)の2分の1以内の額を補助金として交付しており、今後もカモシカ食害対策への支援に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部、保健 福祉環境 部、農林 部	B : 3

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	5. 子どもの医療費助成事業の拡大について	<p>県の子どもの医療費助成事業については、未就学児及び小学生入院分が対象となっております。また、本年8月から現物給付の対象が18歳までに拡大されることになっております。</p> <p>つきましては、子どもへの適正な医療を確保し、子育て世代の負担を軽減するため、小学生の外来分までの医療費助成対象拡大について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	C : 1
令和5年 7月6日 (木)	6. 地域医療の充実確保について	<p>東日本大震災後、多くの医療機関の機能が総体的に低下しており、地域の基幹病院である県立高田病院においても、医療体制の構築や各診療科における医師の確保が急務となっております。</p> <p>つきましては、地域住民の医療に対する需要に対応できる体制確保のため、県立高田病院における各診療科（皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科）への常勤医師の配置について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立高田病院において常勤医師が不在となっている皮膚科、眼科及び耳鼻咽喉科への常勤医師の配置については、派遣元である大学における医師の絶対数が不足していることなどから、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望するなど、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	7. 保育行政に対する財政支援について (1) 令和5年度から開始された第2子以降の3歳未満児の保育所等利用料の無償化に対する県独自の補助事業の継続的な実施	<p>少子化が急速に進行する状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境を整備すること、また、保育体制を維持し、多様な保育ニーズに対応するための保育士を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>子育て支援や保育環境の整備に向けた取組に対しては国や県の各種補助事業による財政支援が行われ、当市においても補助事業を活用しながら子育て支援策を展開しているところです。</p> <p>しかしながら、継続的に支援を実施し、支援内容の充実を図る上での財政的な負担は大きく、今後はさらにその負担が増大するものと考えます。</p> <p>つきましては、保育行政に係る次の事項に対する財政的な支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 令和5年度から開始された第2子以降の3歳未満児の保育所等利用料の無償化に対する県独自の補助事業の継続的な実施</p>	<p>県では、令和5年4月から市町村と連携して第2子以降の3歳児未満の保育料無償化事業を実施しているところですが、幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう国に要望したところです。</p> <p>今後の補助事業の実施については、国の動向や事業の実施状況を踏まえ、事業の継続等について、検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	7. 保育行政に対する財政支援について (2) 就労に伴う保育士本人への直接的な支援など、特に若年層の保育士確保のために自治体が独自に対策を実施する費用に対する財政的な支援の実施	<p>少子化が急速に進行する状況において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境を整備すること、また、保育体制を維持し、多様な保育ニーズに対応するための保育士を確保することが喫緊の課題となっています。</p> <p>子育て支援や保育環境の整備に向けた取組に対しては国や県の各種補助事業による財政支援が行われ、当市においても補助事業を活用しながら子育て支援策を展開しているところです。</p> <p>しかしながら、継続的に支援を実施し、支援内容の充実を図る上での財政的な負担は大きく、今後はさらにその負担が増大するものと考えます。</p> <p>つきましては、保育行政に係る次の事項に対する財政的な支援について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 就労に伴う保育士本人への直接的な支援など、特に若年層の保育士確保のために自治体が独自に対策を実施する費用に対する財政的な支援の実施</p>	<p>県では、岩手県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付への補助や保育士・保育所支援センターによるマッチング支援、新任保育士就業継続支援研修等を実施しているほか、若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業等の国庫補助事業を市町村が円滑に活用できるよう、情報提供を行っています。</p> <p>また、保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士修学資金貸付事業や潜在保育士の再就職支援の継続のほか、抜本的な保育士確保対策を講じるよう国に要望しています。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したものの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	8. 高田松原津波復興祈念公園の利活用促進及び三陸沿岸地域の観光振興について	<p>東日本大震災の多くの犠牲者を追悼、鎮魂するとともに、大震災の脅威と教訓を後世に語り継ぎ防災文化を醸成していくために整備されてきた「高田松原津波復興祈念公園」が、令和4年3月に事業完了となりました。</p> <p>この復興祈念公園は、震災伝承ネットワークを形成するゲートウェイとしての役割を担っており、また、「三陸ジオパーク」や「みちのく潮風トレイル」による地域の魅力の再認識や発信を通じて三陸沿岸地域への来訪者の周遊を促すなど、交流人口拡大へ大きく寄与しているところであります。</p> <p>今後はより一層、三陸沿岸の市町村が一体となった広域的な観光客の誘客と観光地としてのブランド化を図る取組が必要です。</p> <p>つきましては、県内に唯一整備された復興祈念公園の更なる利活用を促進し、かつ、三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理（除草、トイレの設置等）及び利活用方策の検討 (2) 復興教育や修学旅行等の学校ニーズに応じ、震災伝承プログラムの充実と、観光客誘致対策などの推進 (3) 自転車を活用した広域的な周遊ルートの設定等、市や県を越えた広域的連携についての県主導の取組 (4) 復興祈念公園内及び震災遺構を周遊する移動手段として、環境にやさしいグリーンスローモビリティや自動運転技術の活用など、新たな移動手段の構築と環境整備</p>	<p>(1) 【県土整備部】 公園全体の適正管理については、国県市が連携して取り組んできたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き貴市と連携しながら、取組を進めていきます。(A) また、トイレの設置については、今後の公園の利用状況等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)</p> <p>【復興防災部】 公園の利活用については、東日本大震災津波の事実・教訓や復興の姿への深い理解を促すため、令和5年3月に、東日本大震災津波伝承館主催により、公園の設計に携わった方の案内で、園内を散策するウォーキングツアーを実施したところです。このほか、高田松原津波復興祈念公園パークガイド事業と連携し、予約状況の共有等を通じて、園内の震災遺構と伝承館の継ぎ目のない見学環境の充実を図るなど、一体的な利活用を推進しています。引き続き、公園の利活用につながるイベント等の実施に努めるとともに、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構や三陸ジオパーク推進協議会をはじめ関係機関と連携し、伝承館をゲートウェイとして各地の震災遺構、伝承施設等への周遊促進と相互ネットワークの強化に取り組んでいきます。 (A)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部、土木 部	A : 3 B : 5 C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>(2)</p> <p>【商工労働観光部】 県では、「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。 また、教育旅行の誘致については、県観光協会等と連携した誘致説明会等の開催や、いわて教育旅行誘致促進事業による教育旅行におけるバスの運行経費の支援を行っているところです。 県としては、今後とも、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、観光施設における受入環境整備への支援に取り組んでいきます。(B)</p> <p>【復興防災部】 東日本大震災津波伝承館では、修学旅行や校外学習で訪れる児童・生徒の発達段階に対応した震災学習の機会を提供しています。引き続き、高田松原津波復興祈念公園パークガイド事業をはじめ市の取組と連携し、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するプログラムの充実を図っていきます。(A)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>(3)</p> <p>【商工労働観光部】 県では、市町村、観光・商工団体、報道機関などで構成する官民一体の組織である「いわて観光キャンペーン推進協議会」を通じ、観光ルートの構築や旅行商品造成の促進に取り組んでいるところです。 また、市町村や関係団体、事業者等と連携して、令和6年1月から3月までの3ヶ月間、冬季観光キャンペーンを展開し、岩手の「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに各種プロモーション等を実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組んでいます。 今後も、多様なニーズに対応した観光コンテンツの更なる発掘や磨き上げを行い、広域周遊観光を推進していきます。(B)</p> <p>【県土整備部】 令和3年3月に策定した岩手県自転車活用推進計画では、自転車を活用した観光振興を図るため、令和7年度までに広域的なサイクリングルートを4ルート設定することとしています。 令和5年1月に有識者、関係機関等で構成する「岩手県広域サイクリングルート検討会議」を設置し、これまでに5回の会議を開催したところであり、令和6年2月に岩手県広域サイクリングルートを設定しました。 今後も引続き、国や隣県、市町村、観光事業者等関係団体の意見も聴きながら、自転車の活用促進に向けて取り組んでいきます。(B)</p>			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			(4) 【ふるさと振興部、県土整備部】 県では、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築に係る実証運行や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しているところです。 (B) また、自動運転技術については、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、運転手がない状態での自動運転（特定自動運転）に係る許可制度が創設され、令和4年6月15日より国土交通省による自動運転実証調査事業の公募が行われるなどの動きがみられることから、県としては、公共交通における運転手不足の解決策として、先進事例における導入効果や、国等の動向を注視しているところであり、令和3年度に設立された「陸前高田市未来技術地域実装協議会」に参画しながら、引続き、国・県・市・民間事業者等と連携してまいります。 (B)			

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	9. 企業誘致に対する支援制度の拡充について	<p>東日本大震災に係る復旧復興事業については、ハード事業が完了し、中心市街地のにぎわいが戻りつつあり、今後、なりわいの再生に向けた取り組みを進めていくこととしております。</p> <p>この間、雇用の創出や定住人口拡大のために、積極的な企業誘致を行ってきたところであり、特にも津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、補助率が高く非常に有利な補助金であり、本市を含む被災地域の産業復興に大きな役割を果たしてきたものと考えております。</p> <p>一方で津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、今年度が公募最終年度となっており、防潮堤の背後地や防災集団移転促進事業による移転元地、土地区画整理事業によるかさ上げ地などを活用した企業誘致を今後も継続して進める本市といたしましては、その代替となる制度を強く望むところです。</p> <p>つきましては、既存の「企業立地促進奨励事業費補助金」の補助率の引き上げや、企業誘致に係る新規の補助制度の創設等、本県沿岸地域の振興につながる施策を強力に進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>【商工労働観光部】 県では、内陸部に比べて有利な設計制度となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」や、「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置等の各制度をPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。 企業誘致に係る補助や沿岸地域の振興につながる施策については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。(B)</p> <p>【復興防災部】 また、被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続について、令和5年6月14日に政府予算要望を行ったところであり、今後も引続き、被災地の実情に応じた支援策を講じるよう国に求めています。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	10. 貝毒 の原因究 明及び抜 本的対策 について	<p>近年の海洋状況の変化等により、本市広田湾産水産物の主力魚種であるサケやアワビ、ウニ等の水揚げが震災前と比較して大幅に減少しているところであり、</p> <p>その上、本市海域においては、ホタテ貝をはじめ、ホヤ等の広田湾産水産物について、平成30年度から5年連続で貝毒が発生し、出荷の自主規制が行われ、漁業経営に深刻な影響を与えております。</p> <p>このことは、近年の地球温暖化現象による海水温の上昇や磯焼けが原因の一つとも考えるところでありますが、水揚量や水揚額の減少と貝毒の発生による出荷規制の長期化は、漁業者のみならず、水産加工業や流通・商業分野においても、その影響は非常に大きいものがあります。</p> <p>貝毒の発生の原因究明と、発生を防ぐ抜本的な対策を解明するとともに、持続的な救済措置を講じていただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>貝毒の原因について、ホタテガイ等が貝毒原因プランクトンを摂取し蓄積することで毒化するものであり、貝毒原因プランクトンは、閉鎖的な湾内で増殖する場合と、外洋から供給される場合があることがわかっています。</p> <p>抜本的な対策について、県では岩手県漁業協同組合連合会等と連携して貝毒原因プランクトンのモニタリングを行い、貝毒の発生予測などの調査研究を行っていますが、毒量を低減する技術開発が課題となっています。県としては、国に対し、早期に毒量を低減する技術開発などの調査研究の実施を要望しているほか、国内外の試験研究成果など、新たな知見の収集に努めているところです。</p> <p>持続的な救済措置について、国の漁業共済制度がありますが、現行の制度では貝毒による出荷自主規制が長期化した場合、共済限度額が年々減少し、生産者に支払われる共済金も減少してしまいます。このため、県では、国に対し、貝毒の出荷自主規制に伴う生産金額の減少が、共済限度額の算定に影響しないよう、特例措置の創設など柔軟な対応を要望しているところです。(B)</p>	沿岸広域 振興局	水産部	B : 1
令和5年 7月6日 (木)	11. 水 門・陸 閘の維 持保守 費用の 財政支 援につ いて	<p>漁港海岸事業のうち「水門・陸閘の復旧整備」については、沿岸各市町村で整備が進んでおり、本市では水門・陸閘合わせて30基(うち遠隔化陸閘10基)を整備したところであり、</p> <p>本市においては、令和2年度から陸閘自動閉鎖システムの運用を開始しており、維持保守管理について、点検業務等で多額の経費を要しております。</p> <p>つきましては、県民の生命財産を守るため、陸閘自動閉鎖システム保守管理や設備保守点検を継続的に行うこととし、その維持保守費用に対する国・県の財政支援について、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>御要望の水門・陸閘等の維持管理費に対する財政支援については、喫緊の課題となっていることから、令和5年6月に国に対して水門・陸閘等の自動化、遠隔操作に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	水産部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	12. 治山 事業による 防災対策の強化 について	<p>竹駒町滝の里地区は、土砂災害危険区域に指定されており、大雨の度に土砂が流出しており、治山事業による防災対策が必要であると考えているところです。</p> <p>また、竹駒町上壺地区は、霊泉玉乃湯に通じる市道玉山線沿いが急傾斜となっており、令和元年台風19号の際にも土砂崩れが発生し、道路が寸断されたことから、治山事業による転石防止等が必要であると考えているところです。</p> <p>つきましては、土砂災害の危険が軽減されるよう、治山ダムの施設巡回による点検及び老朽化対策を図るとともに、次の事項について、特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 竹駒町滝の里地区における治山ダムの整備 (2) 竹駒町上壺地区における治山事業の実施</p>	<p>治山事業は、国の「森林整備保全事業計画」及び県の「治山事業四箇年実施計画」に基づき実施しております。</p> <p>具体的な事業実施については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところです。</p> <p>要望のありました地区につきましては、現地の経過観察を継続して実施し、事業採択に係る条件や緊急性を見極めながら検討を進めてまいります。(B)</p> <p>なお、施設の点検及び老朽化対策については、5か年毎(R5~R9)の治山施設個別施設計画を策定し、施設の健全度及び保全対象の重要度などを点検・評価のうえ、優先度の高い箇所から順次、必要な対策を講ずることとしています。(A)</p>	沿岸広域 振興局	農林部	A : 1 B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月6日 (木)	13. 主要幹線道路等の整備促進について (1) 一般国道343号の改良整備	<p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、特にも国道343号はI L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものがあります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 一般国道343号の改良整備 ・新笹ノ田トンネル整備に向けた調査の推進及び早期の事業化 ・矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもありません。</p> <p>急カーブや急勾配が連続する笹ノ田峠については、周辺の地質を文献により調査した結果、複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを把握したところです。</p> <p>また、令和5年度政府予算において、I L C関連経費が倍増されたことや、「I L C実現建設地域期成同盟会」の設立など、I L Cを取り巻く環境が、変化してきていると認識しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠に新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに2回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。(C)</p> <p>矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	13. 主要幹線道路等の整備促進について (2) 一般国道340号の改良整備	<p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、特にも国道343号はILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものがあります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(2) 一般国道340号の改良整備 ・竹駒町字下壺～横田町字太田間の歩道整備</p>	<p>歩道整備については、県内各地域から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	13. 主要幹線道路等の整備促進について (3) 一般国道284号の改良整備	<p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、特にも国道343号はILC実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものがあります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(3) 一般国道284号の改良整備 ・一般広域道路としての機能強化</p>	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで一関市内の室根バイパスや石法華工区等において整備を進めてきたところです。</p> <p>令和3年に策定した岩手県新広域道路交通計画においては、一般国道284号を「一般広域道路」に位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。（C）</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	13. 主要幹線道路等の整備促進について (4) 一般県道世田米矢作線の改良整備	<p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、特にも国道343号はI L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものがあります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(4) 一般県道世田米矢作線の改良整備 ・ 矢作町字愛宕下～二田野間の部分改良整備</p>	<p>一般県道世田米矢作線の矢作町字愛宕下から二田野間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	13. 主要幹線道路等の整備促進について (5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備	<p>東日本大震災においては、当市と県内陸部を結ぶ主要幹線道路は、内陸の後方支援拠点からの救援救助隊の移動や緊急物資の輸送路として医療や防災面で重要な役割を果たしたところであります。</p> <p>平成31年4月には、国道340号、国道343号及び国道284号が国土交通省より重要物流道路（代替・補完路）の指定を受けており、平時・非常時を問わず安定した輸送が求められる路線となりました。従前より、これらの道路は、物流の円滑化や人々の往来を促すなど、産業振興や交流人口の拡大を図る上で不可欠な路線であり、特に国道343号はI L C実現の折にも、その有する機能が大きな役割を担うものがあります。</p> <p>また、当市における主要地方道及び一般県道については、災害時における避難路としての機能を有しているとともに、平時においても地域の生活道路として重要な役割を果たしているところです。</p> <p>つきましては、今後、当市の復興完遂に向けて、安全・安心な暮らしの確保を図るため、県が復興支援道路及び復興関連道路に位置付けている道路とともに、基幹的な道路としての機能の発揮が強く望まれる主要地方道及び一般県道の安全対策を含む抜本的な改良整備について、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(5) 主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備 ・ 県境付近における狭あい区間の整備促進</p>	<p>主要地方道気仙沼陸前高田線の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	土木部	C : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	14. 河川 改修等について (1) 2級 河川気仙 川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 2級河川気仙川 ・竹駒地区～横田地区間の河道掘削	気仙川の竹駒地区から横田地区間における河道掘削については、平成30年度に金成橋の上流部、令和元年度に小坪橋の上流部、令和2年度に竹駒地区の矢作川合流点付近の堆積土砂を撤去したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1
令和5年 7月6日 (木)	14. 河川 改修等について (2) 2級 河川矢作 川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (2) 2級河川矢作川 ・矢作町字越戸内～湯漬畑間の改修整備	二級河川矢作川の矢作町字越戸内から湯漬畑間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、令和3年度までに、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところです。 今後の河川改修整備については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1

【反映区分】

A:提言等の趣旨に沿って措置したもの

B:実現に努力しているもの

C:当面は実現できないもの

D:実現が極めて困難なもの

S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	14. 河川 改修等に ついて (3) 2級 河川浜田 川	甚大な被害があった令和元年東日本台風をはじめ、近年、全国各地で河川の氾濫や住宅への浸水等といった大きな被害が発生しています。 今後においても、地球温暖化の影響により台風や大雨の激甚化・頻発化が引き続き懸念されることから、流下断面が狭い箇所を拡大し河道の流下能力を向上させることが急務であります。 つきましては、安全・安心な暮らしの確保を図るため、防災・減災が強く望まれる河川等の整備について、特段の御配慮をお願いいたします。 (3) 2級河川浜田川 ・米崎町字中田～川向間の河道掘削	浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間を実施したところであり、令和3年度、浜田橋から清水橋上流付近の河道掘削を実施したところです。 今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(A)	沿岸広域 振興局	土木部	A : 1
令和5年 7月6日 (木)	15. 高田 海岸沖へ 流出した 消波ブ ロック等 の撤去に ついて	東日本大震災津波により、岩手県が高田海岸に整備していた防潮堤及び離岸堤が流出し、海中がれきとして高田海岸沖の漁場内に広範囲に飛散している状態となっております。 高田海岸沖の海域は、コタマガイやホッキガイ(ウバガイ)などが採捕できる良好な漁場ですが、流出した消波ブロック等の影響で漁具が損傷することから、採取に適した底引き網漁ができない状況となっております。 海中に飛散した消波ブロック等につきましては、令和4年度に調査のため、その一部が撤去されたところではありますが、いまだに多くの消波ブロック等が漁場内に散在しているところがあります。 つきましては、漁業者や漁業団体が切に望む営漁の再開に向け、沖合の人工リーフから養浜工事が施工された東西突堤までの海域において、流出した消波ブロック等の撤去を早急に行い、高田海岸沖の良好な漁場の早期回復を図っていただきますよう、引き続き特段の御配慮をお願いいたします。	高田海岸の消波ブロックは、高潮対策として昭和46年に設置したブロックで、東日本大震災津波により沖側に流出したものです。 この消波ブロックは広範囲にわたっていることから、全面的な撤去は施工上難しいところではありますが、砂浜再生工事等の支障となる範囲については撤去を行ったところです。 残るブロックについては、令和4年度に漁業関係者の意見を聞き取りしながら、その一部を撤去したところであり、引き続き、漁の支障となる範囲の撤去に取り組んでいきます。(B)	沿岸広域 振興局	土木部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年7月6日(木)	16. 国際リニアコライダの誘致実現について	<p>国際リニアコライダー（ILC）については、ILC国際推進チーム（IDT）が、令和3年6月に公表した「ILC準備研究所の提案」を受け、文部科学省が、令和4年2月「ILC計画の諸課題に関する議論のまとめ」を公表しました。</p> <p>この「議論のまとめ」では、準備研究所段階への移行は時期尚早としながらも、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されるなど付言があったところです。</p> <p>ILCの建設実現は、地元企業とILC関連企業との連携による産業振興、研究施設や関連産業での雇用創出、研究者やその家族の来訪・移住などによる交流・関係・居住人口の増加、さらには、教育水準の向上など、持続可能な新たなまちづくりの柱となりうる多面的な波及効果をもたらすものと期待しているところです。</p> <p>つきましては、ILCの早期実現に向け、国に対し、次の事項について強く要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>(1) 国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整など、国際的な議論を積極的に推進し確実な実現を図ること。 (2) ILC計画を、我が国の科学技術の進展や、地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略等、地方創生への柱として位置付けること。</p>	<p>国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、ILCの東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災からの創造的復興につながるものであることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北ILC推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和5年6月の「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際協働による加速器の研究開発が着実に進むよう、必要な予算を確実に確保すること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること <p>令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国への働きかけを行うほか、受入環境の整備やILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	17. 被災児童生徒の学習支援及び心のケアについて	<p>東日本大震災からの時間の経過とともに、震災による直接的な影響だけでなく、家庭状況の変化等二次的・複合的要因から学校生活に不適應を起こしている児童生徒もいることから、被災児童生徒に対しては、長期的かつきめ細かな学習支援と心のケアが必要です。</p> <p>また、今年度から「配置型」カウンセラーが市内全校に配置されて有効に機能しており、教育現場の実情を把握し、問題解決において大きな効果が期待されます。</p> <p>つきましては、引き続き児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、次の事項について、特段の御配慮をお願いします。</p> <p>(1) 多様化・複雑化する被災児童生徒に対する学習支援等のため、復興加配教員、指導主事、栄養教諭等の教職員加配措置の継続 (2) スクールカウンセラーの継続配置</p>	<p>(1) 被災した地域の義務教育諸学校への教職員の加配については、学校及び市町村教育委員会の要望を踏まえて文部科学省に要望し、要望どおり加配が認められたところです。</p> <p>教職員の中・長期的な加配措置の継続について、これまでも国に対して要望しており、今後も引き続き要望していきます。</p> <p>指導主事については、被災自治体に対する人的支援として派遣を行っており、陸前高田市については、令和5年度、引き続き3人を派遣しているところです。今後についても、復興の状況等を踏まえながら検討していきます。</p> <p>栄養教諭の加配については、国へ要望しておりますが、要望どおりとはならず、各教育事務所から各校の状況を聞きながら、配置校を決定している状況であります。今後も国への要望を継続してまいります。</p> <p>(B)</p> <p>(2) スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による支援を継続して要望していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校の希望や実態を把握しながらスクールカウンセラーの配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 2

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	18. 東日本大震災被災文化財資料修復に係る財政支援について	<p>東日本大震災により被災し博物館関係施設から救出された資料は約46万点であります。</p> <p>これらの被災文化財資料は、当市の自然・歴史・文化を伝える重要な資料であります。被災文化財資料を再生させる方法は、我が国はもとより、国際的にも未確立な部分が多く、被災資料が抱える劣化要因を可能な限り取り除き（除泥、脱脂、除菌、脱塩）、その再生を図るためには、資料を構成する素材に適した処理技術を確認する必要があります。</p> <p>当市においては、これまでも文化庁の被災ミュージアム再興事業による財政支援を受けて、自然・歴史・文化の継承と調査研究に欠かせない資料を中心に、その再生に取り組んできたところでありますが、処理技術開発を行いながらの修復は、試行錯誤の連続であり、全国の専門機関の協力を得ながら進めているものの、令和5年3月末現在、残り約13万点が未処理のまま保管されている状況にあります。</p> <p>この中には、博物学者鳥羽源藏氏の調査研究記録など重要な資料が含まれており、今後、それらの資料など残り約9万点の資料について修復を完了させ、順次、市立博物館での展示に活用していきたいと考えております。</p> <p>つきましては、震災からの復興を被災文化財資料の再生を通じて実現させるため、引き続き国に対し、文化庁の被災ミュージアム再興事業による財政支援を要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>被災文化財の修復は、歴史や文化による地域の復興のためにも必要な事業であると考えております。</p> <p>被災ミュージアム再興事業は令和7年度までは継続されることが決まっておりますが、安定化処理技術の確立していない資料への令和8年度以降における支援の継続について、国に対して要望しているところであります。今後の事業継続の可能性について引き続き情報収集を行い、適宜情報提供していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B:実現に努力しているもの
 C:当面は実現できないもの
 D:実現が極めて困難なもの
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 7月6日 (木)	19. 児童生徒の給食費無償化に係る財政支援について	<p>当市においては、東日本大震災により多くの犠牲者が発生したこと、また、他自治体に転出することを余儀なくされた保護者及び児童生徒が生じたことに伴い、震災前から傾向の見られていた少子化に一層の拍車がかかっている状況にあります。</p> <p>これらの状況に歯止めをかけ、全国的に課題となっている少子高齢化の進行を抑えるためにも、安心して子育てができる環境の構築が喫緊の課題となっております。</p> <p>加えて、昨今のロシアによるウクライナ侵攻などに伴う物価の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少により、児童生徒の保護者の経済状況が厳しくなっております。</p> <p>このような現状を踏まえ、当市では令和5年度から、少子化対策及び児童生徒の保護者への経済支援として、小中学校児童生徒の給食費の無償化を実施いたしました。</p> <p>この措置は、保護者等から非常に高い評価を得ているところです。</p> <p>ただし、年間で約5,000万円の財源が必要であることから、来年度以降の継続的な実施にあたり、財源の確保が課題となっております。</p> <p>つきましては、保護者への経済支援を以て、少子化対策につながる子どもたちの安心な生活環境の構築及び健全な成長に資するため、国に対し、給食費無償化に係る財政支援について要望いただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。</p>	<p>給食費については、県内各市町村が交付金等を活用して、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。</p> <p>学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担のあり方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。</p> <p>本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものでありますことから、引き続き国に対し働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1